二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡色麻町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、色麻町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び色麻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年十月三十一日

農林水産大臣　吉川　貴盛

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

加美町（次の図に示す部分に限る。）

○特許庁告示第九号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成三十年十月三十一日

特許庁長官　宗像　直子

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事務所の名称及び所在地
第五十八号	平成三十年十月三十一日	株式会社技術トランスファーサービス	七　先行技術調査（自然資源）	株式会社技術トランスファーサービス

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年十月三十一日

農林水産大臣　吉川　貴盛

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県加美郡加美町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、加美町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千二百十六号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第五十七条第四号の規定に基づき、自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年十月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準の一部を改正する告示

自動車検査用機械器具に係る国土交通大臣の定める技術上の基準（平成七年運輸省告示第三百七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語） **第一条**　この告示において使用する用語は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号。以下「保安基準」という。）において使用する用語の例による。 （精度） **第七条**　（略） 2　自動車が保安基準に適合するかどうかの判定（以下「適合判定」という。）を自動的に行うサイドスリップ・テスタは、独立行	（用語） **第一条**　この告示において使用する用語は、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）において使用する用語の例による。 （精度） **第七条**　（略） （新設）

		東京都港区赤坂一丁目12番32号（代表取締役 秋山　敦）	十　先行技術調査（自動制御） 十四　先行技術調査（生産機械） 二十七　先行技術調査（プラスチック工学） 二十九　先行技術調査（繊維・積層体） 三十二　先行技術調査（インターフェイス） 三十四　先行技術調査（伝送システム） 三十五　先行技術調査（電力システム） 三十六　先行技術調査（デジタル通信） 三十九　先行技術調査（電気機器）	東京オフィス 東京都港区赤坂一丁目12番32号 大阪オフィス 大阪府大阪市北区大深町3番1号